下記の樹木採取区に下記のとおり樹木採取権を設定したので、選定結果を下記のとおり公表する。

令和4年3月16日 東北森林管理局長

記

- 1 樹木採取区の名称 東北2田子地区樹木採取区
- 2 樹木採取区の所在地及び面積 樹木採取区の指定の公示【東北2田子地区樹木採取区】を参照 (https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/policy/business/jumokusaishuken/sitei/kouji-tohoku2.html)
- 3 選定された樹木採取権者の氏名又は名称 青森県森林組合連合会 代表理事会長 本間 家大

## 4 選定結果

項目		項目	樹木採取権者	それ以外の者		
氏名又は名称			青森県森林組	該当なし		
			合連合会			
申請の形式上の要件への適合			適合している			
法第8条の11の欠格事由			欠格事由に該			
			当しない			
法第8条の10第1項の審査			審查基準項目			
			全てに適合し			
			ている			
法	価					
第	格	申請額	100 点			
8	点					
条	加	国有林野の適切かつ				
0	算	効率的な管理経営の	17 点			
10	点	実施の確保				
第		事業の実施体制	20 点			
2						
項		地域における産業の				
0		振興に対する寄与の	22 点			
評		程度				
価		林業経営の改善に関	5点			
		する事項				
		雇用管理の改善	9点			
	減	国有林野の適切かつ				
	点	効率的な管理経営の	0 点			
		実施の確保				
合計			173 点			